



家庭用段差解消機

JIS T 9252 : 2007

(JASPA/JSA)

平成 19 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	山内 繁	早稲田大学
(委員)	青木 和夫	日本大学(日本人間工学会)
	赤居 正美	社団法人日本リハビリテーション医学会 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)
	安達 玄	日本福祉用具・生活支援用具協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	太田 修平	日本障害者協議会
	加藤 俊和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川澄 正史	日本生活支援工学会
	佐伯 美智子	財団法人日本消費者協会
	佐川 賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐川 まこと	日本生活協同組合連合会
	末田 統	徳島大学
	田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中 繁	国際医療福祉大学
	田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会 (富山県立流杉老人ホーム)
	服部 薫	社団法人人間生活工学研究センター
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村尾 俊明	財団法人テクノエイド協会
	森本 正治	大阪電気通信大学
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.6.20 改正：平成 19.4.20

官 報 公 示：平成 19.4.20

原案作成者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員会長 山内 繁）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	3
5 品質	5
5.1 一般要求事項	5
5.2 外観	5
5.3 構造	5
5.4 性能	6
6 試験方法	8
6.1 試験装置の許容誤差	8
6.2 スロープ及びブリッジの強度試験	8
6.3 制動装置の停止性能試験	8
6.4 安全装置の性能試験	8
6.5 耐荷重性能試験	9
6.6 昇降性能試験	9
6.7 昇降停止性能試験	9
6.8 安定性能試験	10
6.9 耐水性試験	10
7 検査	10
7.1 検査の種類及び検査項目	10
8 表示及び取扱説明書	11
8.1 表示	11
8.2 取扱説明書	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 9252 : 2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

家庭用段差解消機

Lifting platforms and wheelchair lifting tables for home use

1 適用範囲

この規格は、車いすを用いている人、自力で段差を昇降することが困難な人などが、主に住宅の屋内、屋外で用いる垂直昇降式で、昇降行程が2m以下、最大積載量が250kg未満の家庭用段差解消機について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

JIS C 1509-1 電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）－第1部：仕様

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：一般要求事項

JIS T 0102 福祉関連機器用語〔リハビリテーション機器部門〕

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS T 0102** の3.（用語及び定義）によるほか、次による。

3.1

垂直昇降式

垂直方向へ昇降する方式。

3.2

移動式

車輪などが設けられ移動できる方式。

3.3

据置式

地面・床面に直接置くだけの方式。

3.4

設置式

地面・床面に定着する方式。

3.5

テーブル

利用者及び車いすが搭乗することのできる板部分。

注記 建築基準法では“かご”と表現している。